

# 第 3 章

## 平常時の対策



# 第1節 災害時情報の収集・提供体制

## 《現状》

○ 市防災行政用無線（固定系・移動系）、県防災行政通信網、消防用無線、MCA無線、県災害情報管理システムの他、携帯電話やFM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワークでの緊急放送システム等を活用し、情報の収集及び提供体制ができています。

### 1 市防災行政用無線（固定系）

市防災行政用無線（固定系）は、災害対策放送室の基地局から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等の広報媒体として効果的です。また、各受信所の個別やグループ放送も可能となっています。

なお、受信所のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政用ラジオを自主防災組織、公共施設等に配置し、災害情報伝達体制の充実を図っています。

無線局については、「平塚市防災行政用無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。

### 2 市防災行政用無線（移動系）

市防災行政用無線（移動系）は、主として災対本部内の災害応急対策に伴う情報収集・伝達に活用する基地局及び陸上移動局であり、平常時には事務通信に利用しています。

平成17年度にデジタル化し、複数波により交信可能なマルチチャンネル方式を導入し、無線通信の多重化を行っています。また、FAX通信や画像伝送により、より多彩な情報収集及び伝達が可能となっています。

無線局については、「平塚市防災行政用無線（基地局及び陸上移動局）運用規程」等に基づき管理及び運用を行っています。

### 3 MCA無線

移動局と基地局、又は移動局同士を移動無線センターの中継局を介して接続するシステムで、移動無線センターでは非常用発電機を備えた堅牢な中継局を全国で運用しているため、自動的に空きチャンネルを割り当てて、混信の無いクリアな音質の通信を提供しています。

### 4 県防災行政通信網

県防災行政通信網は、災害時における情報確保のため、県機関、市町村、関係機関等を結ぶものとして設置され、気象情報、災害情報等の受伝達に利用されています。また、平常時は、各機関相互の通信手段として活用できます。

### 5 消防用無線

あらゆる情報の受・伝達を敏速かつ的確に処理するため、消防緊急通信指令システムの導入等により、消防救急業務の円滑化を図るとともに、阪神・淡路大震災の教訓から県外応援部隊との交信を考慮し、消防無線の全国波を導入しています。

また、消防団については、各分団の消防車両に消防無線の受令機設置やデジタル簡易無線機を配備し、消防団の効率的な活用を図っています。

### 6 県災害情報管理システム

県庁のサーバと市町村等に設置される端末機をオンライン接続し、災害情報・被害報告等をリアルタイムで送受信しています。

## 7 その他の通信設備等

### (1) 携帯電話

災害発生時においては、有線及び無線通信とも混乱することが予測され、通信統制も考えられます。このため、通信設備の補完的役割及び情報収集能力の向上を目指し、避難所となる小中学校等へ携帯電話を配置しています。

なお、小中学校には災害時優先電話の固定電話があります。

### (2) 衛星携帯電話

地震災害時には電話、携帯電話等は地上の中継設備等に被害が発生し、通話できなくなることも考えられるため、衛星携帯電話を導入し、通信の確保を図っています。

### (3) 緊急電話放送システム（緊急割込み放送）

市民に対する災害応急対策情報の迅速な伝達は、防災活動の円滑化及び民心の安定の上からも重要です。このため、防災行政用無線（固定系）に加え、(株)湘南平塚コミュニティ放送と締結した「災害時における災害広報活動の協力に関する協定書」に基づき、平成7年3月に災害対策放送室及びFM放送局に設置した設備により、「FM湘南ナパサ」を通じて、次により緊急割込み放送を行います。

(放送実施基準)

- 1 市域に「震度5強」以上の地震が発生した場合
- 2 相模湾・三浦半島津波予報区に津波警報（津波又は大津波）が発表された場合及び同警報が解除された場合
- 3 その他、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるもの

### (4) ほっとメールひらつか

市民に対する災害情報の提供のため、湘南ケーブルネットワーク(株)との協定に基づき、ケーブルテレビ「SCN」を通じてテロップと登録者へのメールを送出し、災害情報の伝達を行います。

(テロップ送出内容)

- 1 火災情報（発生）
- 2 地震情報（東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表されたとき・警戒宣言発令、震度3以上の地震）
- 3 災害情報（崖・山崩れ、爆発、ガス漏れ、水道破裂）
- 4 避難情報（避難勧告、避難指示）
- 5 津波情報（注意報、警報）
- 6 気象情報（警報）

### (5) 防災行政用ラジオとテレフォンガイド

防災行政用無線で放送した内容は、個別に配布している防災行政用ラジオで自動受信する他、テレフォンガイドで確認することができます。

### (6) 緊急速報メール、ツイッター、TVKデータ放送

緊急速報メール、ツイッター、TVKデータ放送を通じた災害情報の伝達を行います。

### (7) 全国瞬時警報システム（ジェイアラート）

緊急地震速報や津波警報等、緊急時に即時に市民へ伝達すべき情報を、全国瞬時警報システム（ジェイアラート）により自動配信します。

- 災害情報収集のため、タクシー協会等と災害時の協力に関する協定を締結しています。

#### 《課題》

- 情報収集及び伝達に必要不可欠となる通信設備等の機能確保及び整備拡充を図るとともに、通信体制の強化を推進する必要があります。
- 防災行政用無線（固定系）は、家屋の高気密化や中高層建築物の増加等、住環境の変化によって生じた難聴箇所への情報伝達対策が必要です。
- 停電や通信規制時における各部所管施設等との連絡体制の確立が必要です。
- 緊急速報メールやツイッター等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。
- 外国籍市民への情報提供体制の拡充や支援が必要です。

#### 《今後の取組みの方向》

##### 1 庁内情報共有体制の確立

災害対応に必要な庁内情報共有システムを導入し、庁内情報共有体制の確立を図ります。

##### 2 情報提供体制の効率化

様々なツールを活用した情報発信により、市民への情報提供体制の強化を図ります。また、即時に伝達できるよう、情報発信の自動化を図ります。

##### 3 パソコン等通信機器を活用した情報提供

本市ホームページを充実するとともに、インターネットや携帯電話等を利用した情報提供体制の強化を図ります。

##### 4 消防用無線

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓から県外応援部隊との交信を考慮し、消防救急無線の共通波をデジタル化します。

また、消防団については、各分団の消防車両に消防救急デジタル無線受令機の配備を進め、消防分団相互の連絡体制を確保するため、伝達手段の多重化、多様化を図ります。

##### 5 県防災行政通信網の活用

県防災行政通信網は有線系・衛星系の2系統で構成されており、災害時においても信頼性の高い通信手段であり、情報収集提供に積極的に活用するとともに、訓練等によって検証します。

##### 6 安否情報システムの利用

災害時において安否情報の収集、整理等の処理を効率的に行うことができる、消防庁の安否情報システムの利用について検討します。

##### 7 防災行政用無線（固定系）の活用

防災行政用無線（固定系）を活用した市民への情報周知体制の強化を図ります。また、難聴箇所の把握に努め、スピーカーの調整等を実施します。なお、テレフォンガイド等、補完する情報ツールの周知に努めます。

##### 8 各部所管施設との連絡体制の確立

停電や通信規制時に、近隣の避難所等の無線機を活用した情報受伝達等、所管部との連絡体制を確立します。

##### 9 情報の多言語化

外国籍市民等への情報伝達を拡充するため、「FM湘南ナパサ」での多言語放送の確立や、ホームページ等の多言語表記の拡充を進めると共に、「災害多言語支援センター」による支援に努めます。

【関係資料】

- 1-18 避難所等携帯電話配置一覧表
- 2-5 平塚市防災行政用無線局管理運用規程
- 2-6 平塚市防災行政用無線局(固定局)運用規程
- 2-7 平塚市防災行政用無線局(基地局及び陸上移動局)運用規程
- 2-8 防災用デジタルMCA無線配置先
- 2-9 通信連絡系統図
- 2-10 神奈川県災害情報管理システムの端末装置の設置等に関する協定書
- 2-11 平塚市防災行政用無線(固定系)
- 2-12 平塚市防災行政用無線(移動系)
- 2-13 防災用デジタルMCA無線
- 2-14 神奈川県防災行政通信網
- 2-15 消防用無線
- 2-16 平塚市防災行政用無線の運用
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

## 第2節 災害対策本部等組織体制

### 《現状》

- 本市において震度4以上を観測した場合、防災危機管理課職員が参集し、情報収集の他、必要により動員の発令によって事前配備体制をとります。（あらかじめ定められた職員が参集し、情報収集など事前配備体制をとります。）
- 本市において震度5強以上を観測した場合、全職員は自動参集し、災害対策本部を設置するとともに、応急対策活動を実施します。
- 災害対策本部は消防庁舎に設置します。

### 《課題》

- 時間的経過にも応じた様々な状況における災害対策本部の運営訓練や一般職員の参集訓練を実施し、災害発生時の災害対策本部の運営が円滑に進められるよう努める必要があります。
- 刻々と変化する被災者のニーズに即応できるように、災害対策本部における各部の分担業務について相互に協力できるようにすることが必要です。
- 大規模な地震災害の場合、災害対策本部要員が被災者になることを想定した体制の整備が必要です。

### 《今後の取組みの方向》

- 1 災害対策本部設置前における分担業務の実施  
災害対策本部設置前において、各種災害対応が必要となった場合、各部は災害対策本部の分担業務を実施します。
- 2 初動体制の確保  
消防本部との連携を強化する等、24時間体制で災害発生時に速やかに初動体制がとれるよう努めます。
- 3 予備施設の整備  
災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替施設である平塚市美術館に情報収集伝達に対応する通信回線等対策機能の整備を進めます。
- 4 職員行動マニュアルの作成及び検証  
災害発生時において、職員が迅速かつ確実に災害応急活動が実施できるように、職員行動マニュアルの定期的見直しは、BCPに基づき、訓練等を踏まえて検証を行います。
- 5 災害対策活動の長期化を考慮した本部機能の維持  
大規模災害時は、災害対策活動が長期に渡ることが想定されるため、BCPをもとに職員の休憩や食糧、飲料水等の確保に努め、災害対策本部機能を維持します。

### 【関係資料】

- 1-4 平塚市災害対策本部条例
- 1-5 平塚市災害対策本部要綱
- 1-5① 平塚市災害対策本部組織
- 1-5② 平塚市災害対策本部分担業務
- 1-5③ 平塚市災害対策本部員
- 1-5④ 平塚市災害対策本部配備体制
- 1-6 平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則

## 第3節 救急・救助、消火活動体制

### 《現状》

- 救急・救助、消火活動は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に、消防本部が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施することとなっています。
- 活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を強化するため、消防ポンプ自動車等や消防水利の整備を進めています。
- 地震時の火災は、同時に多数の地点で発生するおそれがあり、消防力が分散することにより、その機能を十分に発揮できないことが予測されます。このため、市民、事業所等による出火の防止、延焼に至らないための初期消火が重要であり、この点を重視して地震時に出火させないための予防対策を行っています。

### 《課題》

- 大規模な地震災害に対応できる消防力を強化するため、常備消防と消防団の施設、設備の整備の充実が必要とされています。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 消防力の強化

地震時には、同時多発火災、倒壊家屋等からの救出救護あるいは大火災の発生が予想されるため、次のとおり常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、倒壊家屋等からの救出救護及び火災による被害の軽減を図っていきます。

##### (1) 署所の整備

災害の予防と被害の軽減を図るため、署所の適切な整備、配置に努め、消防体制及び出場体制の充実、強化を図ります。

##### (2) 消防ポンプ自動車等の整備

一般建築物の他、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処するため、消防ポンプ自動車、はしご車、化学消防ポンプ自動車等の特殊車両など、老朽化した消防車両等の更新を図ります。また、小型動力ポンプについても耐用年数にあわせて更新を行います。

##### (3) 消防水利の整備

地震動により消火栓の使用不能が予測され、水利としては防火水槽、消防井戸及び河川等の自然水利に頼らざるを得ません。このため、消防水利の設置については充足率の低い地域から順次整備を行い、水利の確保に努めます。

#### 2 消防団の強化

震災時、常備消防隊と一体となって活動する消防団については、団員、分団幹部及び機関担当者等に対して必要としている教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努めます。

#### 3 消防隊の効率的運用

都市機能の変化に伴い増大する関連情報を迅速、的確に処理し、適切な災害活動を行うため、消防隊への指令管制は消防緊急通信指令システムにより運用していますが、今後、災害時の同時多発火災の発生、道路、橋りょう等の損壊による交通障害等の消防活動条件の最悪化に対処するため、別に定める平塚市警防規程に基づき、消防隊の出動方法、非常時の部隊編成及び応援部隊の効率的運用等を図ります。



#### 4 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備

地震時の同時多発火災及び延焼拡大が発生した場合、本市の保有する消防力では対処できないことも想定されます。このため、県下消防相互応援協定に基づく他自治体への応援要請及び消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請等、平塚市警防規程受援要綱に基づき、受援体制の整備を図ります。

#### 5 消防本部の広域化

大きく変化する消防へのニーズや人口減少という大きな変化に対応し、消防責任を果たすためには、消防本部の広域化が必要であり、平成18年6月の消防組織法の改正に基づき、将来の消防の広域化を視野に入れた消防指令センターの共同運用など、消防力強化に取り組みます。

#### 【関係資料】

- 6-5 地震対策用消火器の設置状況一覧表
- 6-6 消防ポンプ自動車等の整備状況一覧表
- 6-7 消防水利の設置状況一覧表
- 6-8 消防団の消防車両及び小型動力ポンプの整備状況
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

## 第4節 県警察・第三管区海上保安本部の 取組み

### 《現状》

- 県警察は、災害が発生した場合には、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種応急対策を迅速かつ的確に実施します。  
また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備、資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。
- 第三管区海上保安本部は、災害が発生した場合には、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたります。

### 《課題》

- 大規模災害が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等を更に充実していく必要があります。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 県警察の取組み

県警察は、各種の応急対策に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化します。

#### 2 第三管区海上保安本部の取組み

第三管区海上保安本部は、災害応急活動において、海・陸・空の関係機関との連携を図ります。

### 【関係資料】

#### 5-7 平塚警察署警備対策

## 第5節 避難対策

### 《現状》

- 大規模災害に備えて、火災の輻射熱等から身を守るための広域避難場所（6箇所）及び被災者が一時的に避難するために小中学校等を避難所（55箇所）として指定しています。
- 大規模災害時において、避難所における傷病動物の保護、救護及び治療等について神奈川県獣医師会中央支部と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しています。
- 避難所開設時の円滑な運営のため、平常時に施設管理者及び自主防災組織と避難所運営委員会を開催し、避難所運営マニュアルの点検等を行っています。

### 《課題》

- 定期的な避難所運営委員会の開催と避難所運営マニュアルの見直しを継続していく必要があります。
- 被害状況等により、指定された避難所への避難が困難な場合の避難方法を周知する必要があります。

### 《今後の取組みの方向》

- 1 避難所運営委員会の開催と避難所運営マニュアルの見直し  
避難所運営委員会の定期的な開催を継続すると共に、女性の視点による避難所運営や、津波を想定した上層階避難等について、避難所運営マニュアルの見直しを実施します。
- 2 ペット対策  
「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づく対応について、避難所運営マニュアルへの反映を検討します。
- 3 指定された避難所以外への避難  
被害状況等により、指定された避難所への避難が困難な場合には、近隣の安全な避難所へ避難するよう平常時から周知します。

### 【関係資料】

- 3-25 応急仮設住宅標準仕様
- 3-40 広域避難場所及び指定避難道路
- 3-41① 避難所一覧表
- 3-41② 公民館一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

## 第6節 帰宅困難者対策

### 《現状》

- 帰宅困難者に対しては、あらかじめ指定した帰宅困難者用一時滞在施設へ誘導します。
- 日本郵便株式会社平塚郵便局との覚書により、災害時においては、飲料水やトイレ等施設を帰宅困難者に提供するよう協力を求めます。
- 九都県市は、事業者・団体と徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定を締結しています。

### 《課題》

- 帰宅困難者に対する情報の提供や家族等との安否確認に対する支援、帰宅困難者用一時滞在施設での受け入れ、帰宅支援等の多岐にわたる対策が必要となります。
- 公共交通機関が停止している状況で、企業等から帰宅する人が駅周辺に滞留するため、企業等における帰宅困難者対策が必要となります。
- 帰宅困難者用一時滞在施設について、帰宅困難者が発生しやすい駅周辺等の民間ビルとの協定締結を進める必要があります。

### 《今後の取組みの方向》

- 1 帰宅困難者への情報提供  
平常時から、市ホームページ等を使って、飲料水やトイレ等施設、災害時帰宅支援ステーションの情報を提供します。また、家族等との安否確認については、災害時伝言ダイヤル等の周知に努めます。
- 2 企業等の帰宅困難者対策  
社員や学生等が帰宅困難者にならないよう、「むやみに移動を開始しない」を基本原則とし、企業等は、災害時には社員等を保護すると共に、平常時から飲料水や食糧、毛布等の備蓄に努めます。  
また、社員や学生等の安否確認が取れるよう平常時から事前準備に努めます。
- 3 帰宅困難者用一時滞在施設の拡充  
JR平塚駅周辺等に滞留した帰宅困難者の一時滞在施設として、民間ビルとの協定締結の拡充を進めます。

### 【関係資料】

- 3-41⑤ 帰宅困難者用一時滞在施設一覧表

## 第7節 災害時要援護者対策

### 《現状》

- 災害時要援護者への情報伝達については、災害時要援護者の情報を有する部署ごとに、災害時の対応方法を記載したチラシ等の配布の他、音声情報、文字情報による周知に努めています。
- 災害時要援護者への対応は、災害時要援護者避難支援プランに基づき自治会及び民生委員児童委員等が連携し、個別計画の作成に努めています。
- 小、中学校等、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の受入れ施設として、福祉避難所を指定するとともに、社会福祉施設等と二次的避難施設としての受入れに関する協定を締結しています。

### 《課題》

- 「関係機関共有方式」、「手上げ方式」及び「同意方式」等により災害時要援護者の情報の把握の検討と、災害時要援護者避難支援プランの個別計画の作成が進んでいません。
- 福祉避難所等における運営体制の整備と運営協力者（手話通訳者やヘルパーなど）が必要です。
- 福祉避難所等への搬送協力について、事業者等の支援が必要です。
- 災害時における精神障がい者の緊急受入施設を確保する必要があります。

### 《今後の取組みの方向》

- 1 災害時要援護者避難支援プラン個別計画の作成推進  
災害時要援護者避難支援プランに基づき、先進事例の紹介をすること等で個別計画の作成を推進すると共に、災害時要援護者避難支援プランの見直しに努めます。
- 2 福祉避難所等における運営体制の整備と運営協力者の確保  
手話通訳者、ヘルパー等、福祉避難所等における運営協力者の確保について関係機関と協力し、運営体制の整備と運営協力者の確保を進めます。
- 3 福祉避難所等への搬送協力の確保  
災害時要援護者の福祉避難所等への搬送協力について、共助による協力の他、事業者等との協定締結等、搬送体制の整備を進めます。
- 4 施設の安全確保  
社会福祉施設等の施設管理者は、平常時から防災設備等の整備や点検、避難誘導の対応策の整備等の防災対策の実施に努めます。
- 5 精神障がい者の緊急受入施設の指定  
災害時に精神障がい者を必要に応じて精神科病院等専門施設で受入れができるよう、協定の締結に努めます。

### 【関係資料】

- 3-41⑥ 福祉避難所一覧
- 3-42 災害時要援護高齢者緊急受入先施設一覧表
- 3-43 災害時要援護障がい者緊急受入先施設一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

## 第8節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策

### 《現状》

- 市民へ3日分程度の食糧、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品等の備蓄を呼びかけています。
- 飲料水については、県企業庁が災害用に指定している平塚配水池、非常用貯水タンク、市内小中学校等の耐震性プール、協定締結事業者から確保します。
- 市では、南関東地震被害想定避難者数に基づき、209,860人を目標に、長期保存食の備蓄を進めています。
- 食糧について、一定量又は一定品目以上の備蓄については、保存年数、季節性、長期化に伴う市民の食に対するニーズの変化等を考慮し、関係業者との調達協定による流通備蓄の拡大を図っています。
- 生活必需物資は、現在の備蓄の状況及び流通備蓄における協定の締結の推移等を考慮しながら順次計画的に備蓄の充実を図っています。
- 防災用資機材については、現在の整備状況及び各応急対策計画の具体的な整備の推移等を考慮しながら、順次計画的に整備を図っています。

### 《課題》

- 食糧及び生活必需物資等の備蓄については、避難生活が長期化した場合の時間的経過に伴う市民ニーズの変化等を考慮した備蓄に努める必要があります。
- 現物による備蓄の拡大については、収納スペースの確保や消費期限等の課題があるため、備蓄品の特徴に合わせ、流通備蓄を併用する必要があります。
- 東日本大震災におけるガソリンや灯油などの燃料不足の経験から、様々な燃料の確保に努める必要があります。
- 災害時要援護者や食物アレルギー等に配慮した備蓄を進めていく必要があります。

### 《今後の取組みの方向》

飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄等に当たっては、平常時の場合、次の基本的方向に沿って行うものとします。

#### 1 市民のニーズを考慮した計画的な備蓄

食糧、生活必需品等の備蓄に当たっては、市民のニーズを考慮し、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進めます。

#### 2 備蓄の分散

食糧、防災用資機材の備蓄等については、地理的、交通的な事情等を勘案し、市域内の適切な場所に適切な量を分散して備蓄します。

#### 3 流通備蓄の拡大

一定量又は一定品目以上の備蓄については、保存年数、季節性、避難生活の長期化に伴う市民のニーズ等を考慮し、また、夜間時等の対応や店舗の遍在性を考慮し、コンビニエンスストアや関係業者との調達協定による流通備蓄の拡大を図ります。

また、協定の締結等により、ガソリンやLPガス等、様々な形態の燃料確保に努めます。

#### 4 仮設トイレ等の供給協力に関する協定

備蓄している災害用トイレ等に不足が生じた場合に備え、事業所等との協定締結に努めます。

5 災害時要援護者や食物アレルギー等に対する配慮

高齢者や障がい者等の災害時要援護者に配慮した備蓄を進めます。また、食糧については特に食物アレルギーを有する者について十分な配慮をします。

**【関係資料】**

3-34 仮設トイレ等の整備状況一覧表

4-1 耐震性プール（鋼板プール）設置場所一覧表

4-2 耐震性非常用貯水タンク場所一覧表

4-3 非常用貯水タンク維持管理協定書

4-4 貯水量一覧表

4-7 食糧、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表

8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

## 第9節 医療・救護・防疫対策

### 《現状》

- 地震災害時には市内に臨時救護所を開設し、応急的に医療救護活動を実施します。
- 平塚市医師会及び平塚歯科医師会の協力により救護隊が編成されます。
- 医薬品については、関連業者と調達協定により流通備蓄している他、平塚中郡薬剤師会により、救護隊に対して医薬品等の供給が行われます。
- 臨時救護所設置場所には防災備蓄倉庫を設置し、医療用資機材のほか、発電機、無線機等を備蓄しています。
- 避難所での避難住民に対する健康管理、栄養指導等を医師、保健師等により実施します。
- AED（自動体外式除細動器）を搭載した自動販売機など、市内の公共施設等にAEDが設置されています。
- 防疫対策として、平塚市民病院が第二種感染症指定医療機関として指定されています。

### 《課題》

- 医療、救護対策については、発災直後の初動体制の早期確立が重要であり、平塚市医師会、平塚歯科医師会及び平塚市赤十字奉仕団等への迅速な連絡等訓練の実施が必要です。
- 臨時救護所において救護隊を編成する看護要員の確保が必要です。
- 救急病院（平塚市民病院、平塚共済病院、済生会平塚病院）の連携による効率的な医療救護体制の構築が必要です。
- 避難所での生活は、阪神・淡路大震災や東日本大震災に見られるように長期化することも想定され、避難生活者に対する健康管理、栄養指導等の対応が課題となっています。
- 「平塚市災害廃棄物等処理計画」の見直しが必要です。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 医療器材・医薬品及び看護要員の確保

臨時救護所用の医療器材及び医薬品の確保体制の整備並びに看護要員等の人的確保に努め、臨時救護所における救護活動の充実、強化を図ります。

##### (1) 医療器材等の備蓄

臨時救護所開設時の迅速かつ円滑な運営を期するため、次のとおり必要な装備品及び医療器材等の備蓄に努めます。

なお、備蓄場所は各臨時救護所備蓄倉庫とします。

- ア 設営資機材等
- イ 衛生材料
- ウ 医療器材

##### (2) 医薬品等確保体制の整備

「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（医薬品類）」等に基づく協定先との連絡体制の整備及び医薬品の在庫量の把握に努め、新たな協定の締結の推進とともに、医薬品の備蓄について平塚市医師会の協力を得て、医薬品の確保体制の整備、充実に努めます。

##### (3) 運営体制の整備

臨時救護所における応急医療は、救護隊医師を班長として、平塚歯科医師会、平塚市赤十字奉仕団、登録看護要員等により実施されますが、看護要員となる看護師、看護補助者の不足が見込まれます。このため、次のとおり看護要員の登録制度により要員の確保に努



めるとともに研修会等を開催し、臨時救護所の円滑な運営体制の確立に努めます。

#### ア 看護要員の確保

広報紙その他の方法により、看護師、看護補助者等の看護要員の登録を呼び掛け、臨時救護所開設時の要員の確保に努めます。

#### イ 看護要員の研修

登録された看護要員に対して、応急医療救護活動に関する研修会等への参加を促進します。

#### ウ 応急医療救護訓練の実施

関係機関等の協力を得て、臨時救護所運営等に関する訓練を実施し、災害時の運営及び医薬品類供給の円滑化を図ります。

### 2 救急病院間の連携体制の整備

地震発生時における医療救護活動は、各救急病院の稼動状況をいち早く共有し、迅速に負傷者等を搬送することが重要です。このため、平常時から迅速な連携訓練を行います。

#### (1) 救急病院間の連絡体制等の整備

地震災害時における救急病院間のネットワーク化について事前協議を行い、災害時の連絡体制の整備に努めます。

#### (2) 県平塚保健福祉事務所との連絡体制等の整備

地震災害時には、県地域防災計画の定めにより、被害状況に応じて必要と認めるときは、県平塚保健福祉事務所に救護所が設置されることとなっています。このため、市は県平塚保健福祉事務所と救護活動内容及び連絡体制等について事前協議を行い、医療救護活動の連携体制等の強化に努めます。

#### (3) 人工透析患者等に対する医療体制の整備

県及び医療関係機関の協力を得て、人工透析患者等の災害時における医療の確保体制の整備に努めます。

### 3 医療機関の施設や設備の耐震化等

医療機関は、水、電気、燃料、通信などのライフラインが途絶した場合に備えて、ライフライン等の施設や設備の耐震化等を推進するとともに、医療用の水の確保のための非常用貯水槽等の設置、自家発電燃料タンクの増強などを計画的に推進します。

### 4 DMAT（災害派遣医療チーム）や医療ボランティア受入体制の整備

医療機関は、平常時から関係機関等と連携を図り、災害時におけるDMATや医療ボランティアの受入体制の整備を図ります。

### 5 避難生活者の健康管理体制の整備

避難生活者への対応として、次の事項を検討し、その体制の整備に努めます。

#### (1) 保健師等による避難所等への巡回健康相談、栄養指導等

#### (2) 医師、保健師等による避難所等への巡回メンタルケア等

#### (3) 避難所となる学校の保健室の整備、充実

#### (4) その他健康管理に係る必要な対応

### 6 多機能自動販売機の設置

AED（自動体外式除細動器）や担架等を搭載した自動販売機の設置について、自動販売機設置業者の理解と協力を得て、地震発生時の転倒防止措置を施しながら進めています。

### 7 平塚市災害廃棄物等処理計画の見直し

東日本大震災の教訓を踏まえ、平塚市災害廃棄物等処理計画を見直します。

## 【関係資料】

### 3-5 平塚市救急医療対策実施要綱

- 3-6 臨時救護所用帳票等
- 3-7 災害時における医療救護活動についての協定書(平塚市医師会)
- 3-8 平塚市医師会災害時における医療救護実施計画
- 3-9 平塚市医師会災害救護本部組織表
- 3-10 平塚市医師会救護隊編成表
- 3-11 災害時における医療救護活動についての協定書(平塚歯科医師会)
- 3-12 平塚歯科医師会災害時における医療救護実施計画
- 3-13 平塚歯科医師会災害救護本部組織表
- 3-14 平塚歯科医師会救護隊編成表
- 3-15 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書(平塚中郡薬剤師会)
- 3-16 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書(平塚市赤十字奉仕団)
- 3-17 医療機関等
- 3-18 臨時救護所装備品等一覧表
- 3-19 神奈川県医師会救護隊規程
- 3-20 神奈川県医師会救護隊規程施行細則
- 3-21 臨時救護所設置場所
- 3-22 第二種感染症指定医療機関
- 3-29 ごみ収集関係車両一覧表
- 3-30 ごみ処理施設等一覧表
- 3-31 民間委託し尿収集業者一覧表
- 3-32 民間委託し尿収集業者保有収集車両一覧表
- 3-33 し尿処理施設
- 8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

## 第10節 教育対策

### 《現状》

- 東日本大震災を踏まえ、災害時における児童・生徒等の生命、身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策を実施するための「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）」を改訂しました。
- 災害時に、学校は「平塚市学校安全・防災計画」に基づき学校災害対策本部を設置し、平塚市教育委員会災害対策本部と連携するとともに、児童・生徒の安全確保、避難誘導、保護者への引き渡し等を行います。
- 避難所として使用する学校施設は、避難所運営マニュアルに基づき目的や用途に応じて使用することとしています。

### 《課題》

- 災害時における児童・生徒等の避難、保護に関しては事前に定めた避難・誘導計画に基づき、防災訓練等を実施し、的確に実施できるようにすることが必要です。
- 児童生徒を主な対象に、安全教育の一環として地震に対する科学的知識、心得、避難方法等についての理解、徹底を図るとともに、教職員に対する研修会を開催するなどして、防災教育を充実することが必要です。
- 避難所としての利用が長期化した場合、学校教育の場としての早期復旧に向けた調整が必要です。

### 《今後の取組みの方向》

- 1 児童・生徒等の安全保護対策  
児童・生徒等の保護者への引渡しや学校における安全保護対策について、防災訓練等を通して、検証を行います。
- 2 平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）の見直し  
平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）について、防災訓練等の検証結果を踏まえ、随時見直します。
- 3 学校等における防災教育を通じた防災知識の普及  
学校等における防災教育を通じて、児童・生徒等に対して正しい防災知識の普及に努めます。
- 4 教職員及び教育施設の確保  
災害時においては、学校教育の実施に万全を図るため、教職員及び教育施設を確保し、応急教育を実施します。

### 【関係資料】

- 7-1 市内小中学校一覧表
- 7-2 応急教育実施計画
- 7-3 市内幼稚園一覧表
- 7-4 市内高等学校一覧表
- 7-5 その他学校一覧表
- 7-6 市内保育園一覧表

# 第 1 1 節 緊急交通路及び緊急輸送路等の 確保対策

## 《現状》

- 災害応急対策の円滑な実施を図るための緊急交通路指定想定路線は、本市においては神奈川県公安委員会指定の 8 路線があります。
- 本市における緊急輸送路について、県は現地災害対策本部、広域活動拠点等を有機的に連絡するため、第 1 次路線として 9 路線、第 2 次路線として 4 路線を指定しています。また、市は災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に連絡するため、33 路線を指定しています。
- 道路輸送に障害が生じた場合に備えて、海上から物資等の輸送ができるよう、平塚新港を海上輸送基地としています。
- 自衛隊等によるヘリコプター輸送に対応するため、1 次施設として 5 箇所、2 次施設として 4 箇所の臨時離着陸場があります。
- 緊急通行車両の登録と災害時の協定先の登録状況の把握をしています。

## 《課題》

- 災害時には道路の不通箇所が多数発生することが予想されることから、緊急輸送路等の事前の耐震対策が必要とされています。
- 緊急通行車両の更新等による事前届出の事務処理の簡素化が必要です。

## 《今後の取組みの方向》

### 1 道路機能の確保

緊急輸送路の道路機能確保に向けて、計画的な道路整備を進めます。また、「平塚市耐震改修促進計画」に基づき、緊急輸送路周辺建物の耐震化により、道路機能の確保に努めます。

### 2 災害対応に従事する車両の通行に関する検討

市内のみ走行する災害対応に従事する車両については、緊急通行車両と同等の証明ができるよう検討を進めます。

## 【関係資料】

- 3-37 自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準
- 3-38 自衛隊ヘリコプター臨時離着陸場
- 3-39 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地
- 5-1 公用車両の所属、車種別保有台数一覧表
- 5-2 平塚市漁業協同組合所属漁船・平塚市漁業協同組合所属船舶（遊漁船）
- 5-3 交通対策様式
- 5-4 ① 緊急交通路指定想定路線（県公安委員会指定）
- 5-4 ② 緊急輸送道路（県指定）
- 5-5 緊急輸送路（市指定）
- 5-6 緊急輸送路図（市指定）
- 5-7 平塚警察署警備対策
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

## 第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

### 《現状》

- 大規模な地震が発生した際、余震等による被災建築物の倒壊及び宅地の崩壊等をもたらす二次災害の軽減・防止並びに住民の安全の確保を図ることを目的として、建築物応急危険度判定活動を応急危険度判定士の協力を得て、また、被災宅地危険度判定活動を被災宅地危険度判定士の協力を得て行います。
- 判定を実施する場合には、市内の建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して要請を行い、対応しきれない場合は、県へ判定士の派遣を要請します。
- 判定済みの建築物には「調査済」「要注意」「危険」のいずれかの内容を示した判定標識を出入口等に、判定済みの宅地には、同様の判定標識を当該宅地等に表示し、使用者等に注意を促します。
- 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、県は本市と連携をとり、災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では住宅の応急修理ができない被災世帯に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分に対する応急修理を行います。

### 《課題》

- 判定士の養成及び技術水準の維持が必要となっています。
- 判定に必要な機材等の整備が必要となっています。
- 被災住宅の応急修理については、できる限り早期に修理できる対策が必要となっています。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 建築物応急危険度判定士の育成等

民間の建築士に対して「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づいて、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講し、応急危険度判定士の認定を受け、登録するように協力を要請するとともに、市職員に対しては、同協議会が行う講習を受講させ、コーディネーターを養成します。

#### 2 被災宅地危険度判定士の育成等

市職員に対して神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、被災宅地危険度判定士として養成します。

#### 3 必要器材等の整備等事前対策

- (1) 迅速な判定実施が行えるよう判定の実施に必要な器材等をあらかじめ整備します。
- (2) 市内の建築物及び宅地のうち、応急対策を実施する上で重要な学校、医療施設等については、判定順位等の実施計画を事前に策定します。

#### 4 判定制度の周知

平常時から市民に対して判定制度の周知を図り、当該建築物及び当該宅地の所有者や使用者が判定結果を尊重し、建物及び宅地を使用するよう指導します。

また、り災証明書におけるり災程度との違いについても、周知を図ります。

#### 5 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理については県が実施することとされていますが、あらかじめ県との調整を図ります。

### 【関係資料】

#### 3-1 災害救助法施行細則

- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-23 建築物応急危険度判定活動体系図・建築物応急危険度判定標識
- 3-24 被災宅地危険度判定活動体系図・被災宅地危険度判定標識

## 第 1 3 節 ライフラインの応急復旧対策

### 《現状》

- 上下水道の早期復旧を図るため、協定を締結しています。
- 災害発生時に市民生活に欠かすことのできない、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に復旧するため、関係機関と連携を図っています。

### 《課題》

- ライフラインの復旧に当たっては、市民に対する安全確認に関する広報を徹底するとともに、ライフライン事業者との情報連絡を密にして、二次災害が起これないよう復旧に努めることが必要です。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 連携体制の確保

市、県及びライフライン事業者は、施設の耐震化に努めていますが、災害が発生した場合には、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他都道府県との応援協力体制の整備等の応急復旧対策を進めます。

### 【関係資料】

1-12 指定公共機関

1-13 指定地方公共機関（一部）

8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

## 第14節 広域応援体制等

### 《現状》

- 災害時相互応援に関する協定を高山市、花巻市、静岡市、銚子市、石巻市の他全国40の特例市と、災害時相互協力に関する協定を大磯町、二宮町等と、それぞれ締結しています。
- 県及び県内市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック相互間の協力体制を強化し、県と市町村が連携した被災地域への応援体制を整備しています。
- 関係機関とは、応急復旧に関する協定や、食糧、生活必需物資、医薬品等の調達に関する協定等の締結がある他、災害時を想定した訓練を実施しています。
- 自衛隊による円滑な応援活動の実施を図るため、総合防災訓練等において、連携を図っています。

### 《課題》

- 災害時に広域応援活動を円滑に進めるためには、あらかじめ関係機関と連携方法を構築しておく必要があります。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 広域応援の受入れ体制強化

広域応援部隊等の迅速かつ円滑な活動を可能にするための、受入れ体制の強化に努めます。

##### (1) 広域応援活動拠点

総合防災基地（総合公園）を広域応援活動の拠点とし、広域応援部隊等の円滑な受入れに努めます。

##### (2) 施設屋上への施設名表示

上空から重要拠点や被災場所を把握できるようにするため、主な施設の屋上に施設名を表示することに努めます。

##### (3) 情報の共有、部隊の効率的運用等

県及び防災関係機関とともに、広域応援部隊との情報の共有、応急活動用備蓄資機材の配分方法、部隊の効率的運用方法等について検討します。

#### 2 協定等の締結

市が協力要請する活動等については、災害時の協力を円滑に進めるために必要と認められる場合は、あらかじめ個々の関係団体等と、その特性等を考慮した上で協力の内容、協力方法等必要事項に関して協定等を締結するよう努めます。

#### 3 訓練の実施及び検証

関係機関とともに訓練を実施し、連携の強化を図ります。

### 【関係資料】

- 1-17 自衛隊
- 3-37 自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準
- 3-38 自衛隊ヘリコプター臨時離着陸場
- 3-39 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地
- 8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表



- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

## 第 1 5 節 自主防災組織等地域防災体制

### 《現状》

- 本市には229（平成24年4月現在）の自主防災組織があり、それぞれの地域において防災資機材の備蓄と訓練等を実施しています。
- 自主防災組織等は、独自の防災計画（防災規約）を作成しています。
- 事業所等では防火管理者を中心に自衛消防隊が組織され、当該事業所等における防火に努めています。また、大規模事業所では、防災管理者を中心に自衛消防組織が組織され、防災対策に努めています。
- 一部の地域では、自主防災組織等と事業所が連携して防災訓練の実施や災害時の協定を締結しています。

### 《課題》

- 災害時には自助・共助による対応が大変重要となることから、地域防災力の向上が必要となります。
- 自主防災組織と地域内の事業所との協力による地域防災体制の整備が急がれます。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 地域活動者の育成

地域における防災の要である自主防災組織の充実、強化を進めるとともに、災害時の活動者を育成し、地域防災力の向上を図ります。

##### (1) 地域の防災活動者の育成

自主防災組織や自主的に防災活動を行う地域住民に対し、防災講演会の開催等により防災に関する知識、技術等の習得を目的とした研修を実施するとともに、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。

##### (2) 女性の防災活動者の育成

女性が防災活動を効果的に行えるよう、防災に関する知識をもつ女性の防災活動者の育成を図るための講習会等を開催するとともに、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。

##### (3) 防災インストラクターの育成

災害から市民を守り、地域防災力を向上するために、防災訓練・防災講話等により適切な技術・知識の指導や助言を行うための研修を行い、防災インストラクターを育成します。

##### (4) 応急手当普及員の育成

応急手当方法の普及を図るため、普通救命講習会等を開催し、応急手当普及員を育成します。

##### (5) 小・中学生による地域防災力の向上

平日昼間など、地域の活力となる小・中学生に対して防災講座等を開催し、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。

#### 2 自衛消防隊の育成、指導

事業所の自衛消防隊は、事業所内に留まらず、地域での活動も期待されるため、協力を働きかけます。

大地震時において、広域的に発生する火災に対し、消火活動は路上障害物によって阻害されることが大きいと同時に、市内会社工場等に対する消火活動は現有消防力では十分効果をあげることは、困難であることが予測される。このため、市内事業所の自衛消防隊

の育成及び充実強化を図るため、事業所に対し概ね次の事項について指導等を行います。

- (1) 消防用設備の整備充実
- (2) 消防訓練の指導
- (3) 地震防災知識の普及
- (4) 防火管理者等の講習会の開催
- (5) 事業所単位の消防法に基づく「消防計画」の策定

### 3 地域の連携協力体制の整備推進

地震発生時の被害を最小限にするため、また災害からいち早く立ち直るためには「みんなのまちはみんなで守る。」という強い連帯意識をもった地域ぐるみでの協力体制が必要です。このため、地域における市民、自主防災組織、事業所の協力体制の整備に向けた防災計画（防災規約）の作成や点検を支援します。

### 4 防災条例制定の検討

「自助」、「共助」、「公助」の考え方をもとに、市民、事業者、市が手を携えて、災害に強いまちづくりを推進するため、市の防災対策のほか、市民及び事業者の役割について規定した、防災条例の制定を検討します。

## 第16節 災害ボランティア活動の取組み

### 《現状》

- 災害時ボランティアネットワークセンターの設置について、平塚市社会福祉協議会と協定を締結しています。
- 平塚市社会福祉協議会と連携し、災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアルを作成しています。
- 「災害時における施設使用及びボランティアに関する協定書」について、東海大学及び神奈川大学と締結しています。

### 《課題》

- 災害時のボランティアを有効に機能させるため、災害時ボランティアネットワークセンターの設置者である平塚市社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。
- 災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアルの見直しや点検が必要です。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 ボランティアの育成・支援

災害時におけるボランティアの果たす役割は大変大きなものであり、災害時のボランティアの事前登録制や支援のあり方について関係機関等と協議します。

##### (1) ボランティアの事前登録制度の導入

災害時にはボランティアの救援活動が必要となることから、事前登録により人材を確保します。また登録のあったボランティアが、災害時にボランティア活動の中核となって活動するための組織づくりについて協議します。

##### (2) ボランティアの育成の場及び災害時の活動拠点の整備

ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成を推進するための場及び災害時の活動拠点の整備を行います。

#### 2 災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアルの見直しや点検

平塚市社会福祉協議会と連携し、訓練等を通して災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアルの見直しや点検を実施します。

### 【関係資料】

#### 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

## 第17節 防災知識の普及

### 《現状》

- 市民に対しては最低3日分の飲料水や食糧、非常持ち出し品の準備の徹底を奨励しています。
- 「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）に合わせ、防災講演会や防災フォーラムを実施し、また、「防災週間」（8月30日～9月5日）や「津波防災の日」（11月5日）などには、防災パネル展を実施し、市民の防災意識の高揚を図っています。
- 毎月1日を「地震防災の日」とし、市民の防災意識の高揚を図っています。
- 防災インフォメーション（FM湘南ナパサ）により、各家庭での防災対策や防災知識の普及を図っています。
- 地域防災計画の概要と災害への備えをまとめた小冊子を配布しています。
- 安否確認に関する事前対策として、避難時の行動やN T T災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法等について広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演会などを通じ市民へ普及、啓発を行っています。
- 市職員の防災意識の高揚を図り、防災諸活動を円滑に実施するため、防災訓練とあわせ、機会あるごとに防災講演会等の防災教育を行っています。
- 災害対策本部の各班は、分担する業務等に関しマニュアルを策定していますが、その効果的な運用を図り、地震発生時の対応が実効性あるものとするため、各課に防災推進員を置き、BCP職員行動マニュアルの習熟を徹底するなどしています。

### 《課題》

- 災害時における自助・共助について市民の理解を得るための機会の拡充を図る必要があります。
- 事業所における自主防災体制について、地域住民へ周知し、共助づくりを進める必要があります。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 自助・共助の周知

市民と事業所に対して、「自らの身は、自ら守る。」「みんなのまちは、みんなで守る。」といった、自助・共助についての周知を行うことによって、地域防災力の強化に努めます。

#### 2 市民等への防災知識の普及

通常の広聴制度の他、必要に応じたアンケート調査や意識調査を通じて、市民等の防災意識の動向や知識の普及状況、防災に対する意見や提言等を把握し、訓練や防災講話等に活用することで防災知識の普及を図ります。

#### 3 事業所等に対する防災教育

企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、危険物施設従事者や福祉・医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。

## 第18節 防災訓練の実施

### 《現状》

- 地域分散型の総合防災訓練、海岸地域を対象にした津波対策訓練の他、各地域では自主防災組織が主催する訓練を実施しています。
- 実動訓練だけでなく、図上訓練（D I G）の実施等、知識習得とコミュニケーションを醸成するための多様な訓練を行っています。
- 自主防災組織等が主催する防災訓練に職員を派遣し、地震体験訓練や防災講話等を通じた防災知識の普及、啓発を行っています。

### 《課題》

- 多種多様な訓練（参集訓練、図上訓練等）を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟度を高める必要があります。
- 災害時要援護者を交えた防災訓練の実施が必要となっています。

### 《今後の取組みの方向》

#### 1 災害対策本部における個別訓練

災害対策本部員の初動体制の確立及び各部の応急対応業務の円滑な遂行を図るため、次により個別に実践的訓練を実施します。

なお、実施に当たっては、季節、夜間、休日等勤務時間内外の発生時間帯を考慮するとともに、必要に応じ関係機関等の協力を求めます。

##### (1) 参加団体

災害対策本部各部

##### (2) 訓練の種類

###### ア 動員配備訓練

災害対策を行うための要員を早期に動員配備し、防災体制を確立する訓練を行います。

###### イ 各部別訓練

災对本部の応急対応業務の円滑な遂行を期するため、各課において策定するBCP職員行動マニュアル等に基づく実技訓練、図上訓練を行います。

###### ウ 住民等参加型訓練

住民や関係機関と一体となって実施する総合防災訓練や、津波浸水想定区域及び周辺の住民や海岸利用者及び関係機関が参加した津波対応訓練等を実施します。

#### 2 消防機関の訓練

災害の様相は多種多様であり、防災活動は困難性とともにより多くの危険性がかかっています。このため、概ね次により繰り返し高度な訓練を行い、消防技術の向上を図ります。

##### (1) 参加団体

消防本部

##### (2) 訓練の種類

###### ア 火災防御訓練

防御活動の基本となる招集、出場、人命救助、水利統制、放水、通信統制、避難誘導、警戒、破壊、水損防止及びその他防御活動等に関する訓練を行います。

###### イ 救急、救助訓練

災害時又はその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を迅速、適切に救命、

救助するための訓練を行います。

(3) 実施時期

火災予防週間及び台風来襲期前等適切な時期

3 臨時救護所における訓練

災害時に平塚市医師会が市からの要請等に基づき、医療、救護活動を実施する場合を想定し、次により医師会等が主体となり実施します。

(1) 参加団体

臨時救護所関係団体

(2) 訓練の種類

ア 医師会災害救護本部設置訓練

医師会事務局内への本部の設置訓練を行います。

イ 臨時救護所設置訓練

市長の指示により臨時救護所が設置されるため、テント等の設営及び防災行政用無線の開局等の訓練を行います。

ウ 医師会救護隊等の動員訓練

市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、平塚市赤十字奉仕団員、登録看護要員が臨時救護所に参集する訓練を行います。

エ 医薬品搬送訓練

薬剤師会及び医薬品協定業者による臨時救護所への医薬品の搬送訓練を行います。

オ 負傷者搬送及び応急救護訓練

平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、臨時救護所配備職員による受付、医師・歯科医師・赤十字奉仕団員・登録看護要員・災対本部医療救護部保健師による応急救護訓練を行います。

(3) 実施時期

各関係団体において定めた時期

4 事業所及び学校等の訓練

事業所及び学校その他の施設は、地震発生時の避難、初期消火、施設の保安等に関する実践的訓練を概ね次により実施し、被害の軽減に努めるとともに、適宜防災教室等の開催により、防災意識の高揚に努めます。

(1) 参加団体

事業所、学校その他の施設

(2) 訓練の種類

ア 通報・連絡訓練

火災などの消防機関への通報、消防隊の火災現場への誘導及び事業所内従業員等への通報連絡訓練を行います。

イ 消火訓練

消火器などによる初期消火訓練を行います。

ウ 避難訓練

地震時の安全な場所への避難誘導及び避難用器具の操作訓練を行います。

エ 救出・救護訓練

応急手当による救急法、担架などによる負傷者の搬送訓練を行います。

(3) 実施時期

事業所、学校その他の施設において定めた時期

## 5 自主防災組織の訓練

自主防災組織は、市民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、災害時に効果的な防災活動が行われるよう、概ね次により連携訓練を実施します。また、災害時要援護者の参加についても配慮します。

### (1) 参加団体

各自主防災組織

### (2) 訓練の種類

#### ア 自主防災組織本部の設置訓練

活動拠点となる本部の設置訓練を行います。

#### イ 情報の収集、伝達訓練

火災の発生、被害の状況等を本部へ報告する訓練、又は本部及び避難所からの指示を地域住民へ伝達する訓練を行います。

#### ウ 出火防止及び初期消火訓練

地震時の火の始末及び消火器などによる初期消火訓練を行います。

#### エ 避難訓練

地震発生時の安全な避難場所への誘導及び災害時要援護者の救護等の訓練を行います。

#### オ 救出、救護訓練

応急手当による救急法及び担架等による負傷者の搬送訓練を行います。

#### カ 給食、給水訓練

食糧や飲料水の確保、配給、炊き出しなどの給食、給水活動訓練を行います。

#### キ 地域協働型訓練

「みんなのまちはみんなで守る」という隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うため、地域の特性を活かし、連携を主眼とした訓練を行います。

### (3) 実施時期

各自主防災組織において定めた時期

## 6 その他の訓練

### (1) ライフライン関係機関の応急復旧訓練

ライフライン関係機関は、災害時の所管業務の早期復旧のため、それぞれの定める応急対策計画等により、応急復旧訓練の実施に努めます。

### (2) 近隣自治体等との合同防災訓練

地震発生時の近隣自治体等との相互応援体制を検証するため、近隣自治体等と連携して合同防災訓練の実施に努めます。

### (3) 催物等開催時における地震及び津波の発生等を想定した訓練

催物等を主催する者は、開催時の地震の発生等を想定し、参集者及び観光客等に対する避難誘導及び広報対策等の災害対応マニュアル等を策定するとともに、必要な訓練の実施に努めます。



## 第 19 節 業務継続計画の策定

### 《現状》

- 災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、平常業務を継続し、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障をきたす事の無いよう、「平塚市業務継続計画（BCP）地震対策編」を策定しています。
- 市内にも事業継続計画（BCP）を作成している事業者があります。

### 《課題》

- 社会情勢の変化に伴う事務の見直しやインフラ等の整備に伴い、随時、業務継続計画を見直す必要があります。
- 経済活動の停滞や事業復旧の遅延を防ぎ、市民生活の早期安定が図れるよう、多くの事業者が事業継続計画を策定する必要があります。
- 各事業者の事業継続計画が、相互に機能するよう、連携を強化する必要があります。

### 《今後の取組み方向》

#### 1 業務継続計画の点検・見直し

業務の継続と迅速な復旧のために、PDCAサイクルによる点検・見直しについて、関係団体等と連携を図りながら進めます。

#### 2 事業者の事業継続計画策定・点検・見直しの促進

事業者が事業継続計画を策定し、災害に備えることは、事業の継続と迅速な復旧のほかに、顧客や従業員の安全の確保などにも繋がるため、事業継続計画の策定及びPDCAサイクルによる点検・見直しについて、関係団体等と連携を図りながら、促進します。

また、事業者間の相互連携についても促進します。

